

山口宇部パワー株式会社「西沖の山発電所（仮称）新設計画環境影響評価方法書」に対する通知について

平成28年4月27日
経済産業省

山口宇部パワー株式会社「西沖の山発電所（仮称）新設計画環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、山口宇部パワー株式会社に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県宇部市
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））
出 力：120万キロワット（60万キロワット×2基）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 3月30日
環境大臣意見受理	平成27年 6月12日
経済産業大臣意見発出	平成27年 6月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年11月10日
住民意見の概要等受理	平成28年 1月19日
山口県知事意見受理	平成28年 4月13日
経済産業大臣通知発出	平成28年 4月27日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦
電話：03-3501-1742（直通）